

下関市監査委員公表第12号
令和3年(2021年)4月6日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅弘
同 大賀 一慶
同 香川 昌則
同 小熊坂 孝司

記

1 監査の対象

部局等	監査対象課所室等
こども未来部	子育て政策課、幼児保育課、こども家庭支援課
建設部	住宅政策課
豊浦総合支所	地域政策課

2 監査の範囲

令和2年4月1日から同年11月30日までににおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和3年1月1日から令和3年3月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

こども未来部 子育て政策課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
こども未来部 幼児保育課	
[指摘事項]	<p>(1) 下関市地域子育て支援拠点事業において、委託契約書に定める額とは異なる額の委託料が支出されていた。委託契約書では、受託者は四半期ごとに委託料の4分の1の額を請求することができるとされ、4分の1の額は1,002,750円であるが、受託者は第2四半期分として869,050円を請求し、市は同額を支出した。支出命令書に添付された書面(〇〇保育園の地域子育て支援拠点事業の第2期分の委託料について)に減額の経緯が記載されているものの、契約書に変更はなく、契約事項と実際の事務処理との間に不一致が生じた。契約に基づく事務処理にあたっては、契約事項との整合に注意して適正にこれを行われたい。</p> <p>また、本件では減額する旨の意思決定(決裁)が適正に行われていなかった。前述の支出命令書に添付された書面によれば、仕様書で示した受託者の業務実施要件である「月一回以上の講習を実施すること」に対する不履行が判明し、市は受託者と協議の上、設計額の割合に準じて第2四半期分の委託料を減額したとのことであった。所管課は、当該書面に記載された事項を理由として委託料を減額する旨の伺い文書を作成すべきであったが、これがなされないまま減額後の委託料(第2四半期分)を支出している。意思決定が口頭でなされていると思料され、適正とは言い難い。加えて、当該事業は国及び県が費用の一部を負担する事業であり、受託者の不履行によって国及び県の負担がどうなるか(取消しにならないか等)を検討の上で処理方針を判断する必要があると思料するが、そのような記録はなく、検討したかどうか不明である。適正に事務処理されたい。</p>
[意見]	なし
こども未来部 こども家庭支援課	
[指摘事項]	<p>(1) 福祉医療費返還金に係る債権管理において、督促状の発送事務に以下の不適切な事例が見受けられた。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 前回監査の指摘事項でもあるが、督促状を発送していなかった。</p> <p>イ 督促状は、当該債権の履行期限後20日以内に発送しなければならな</p>

<p>いが、これが遅延していた。</p> <p>ウ 督促状で指定する納期限は、督促状を発送する日から起算して10日を経過した日としなければならないが、当該規定の期日より遅い日を納期限としていた。</p>	
<p>[意見]</p> <p>なし</p>	
<p>建設部 住宅政策課</p>	
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 行政財産の使用許可に係る使用料の算定について、算定誤りにより本来徴収すべき額よりも少なく調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。</p>	
<p>[意見]</p> <p>なし</p>	
<p>豊浦総合支所 地域政策課</p>	
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市豊浦コミュニティ情報プラザ駐輪施設等土地賃貸借契約において、所管課が保有する平成27年3月10日付けの当初契約書と、契約相手方が保有する同日付けの当初契約書との間に条文の相違がある不適当な状態となっていた。令和2年4月1日付けの変更契約で当初契約に第29条が追加されたが、所管課が保有する当初契約書の条文が第27条までであることに疑義があり、確認したところ相手方が保有する当初契約書には第28条が記載されていることが判明した。当初契約書と変更契約書の書面を作成したのは相手方であるが、当初契約書の取り交わしから変更契約の締結までの間に契約書の相違に気づく機会は幾度もあり、その度に見過ごされ、現在に至っている。文書の内容等に対する確認不足は重大な事務の支障につながるおそれがあるため、注意して事務処理されたい。</p>	
<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 指摘事項(1)に関連するが、下関市豊浦コミュニティ情報プラザ駐輪施設等土地賃貸借契約において、契約の締結に係る決裁文書の取扱いに以下の不適切な事項があった。適正に事務処理をされたい。</p> <p>ア 監査対象期間外であるが、当初契約の締結に係る平成27年3月6日付けの決裁文書には、市と相手方双方が押印済みの完成した契約書が添付されているのみで、契約書の文案が添付されていない。そのため、市の意思決定の際の契約内容が不明である。</p> <p>イ 契約を締結する際には、下関市文書取扱規程第22条第1項第5号及び同条第2項第1号により、原則として総務部長又は総務課長に合議をする必要があるが、変更契約の締結に係る令和2年3月30日付けの決裁文書は合議がされていない。同規程では定例がある場合は合議をしな</p>	

<p>くてよいとされ、決裁文書には平成27年4月1日に合議をした定例があると付記されているものの、当該変更契約書の書面は相手方が作成した様式であることや、所管課への聞き取りによれば、合議をした定例がどのような契約であったか不明であるとの状況から、当該変更契約の締結にあたっては、総務部長又は総務課長への合議が必要であった。</p>
<p>[意見] なし</p>

以上